

岩手県で狩猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いについて

平成 29 年度において、岩手県内に在住の方で、岩手県で狩猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いは、次のとおりです。

1 狩猟者登録申請書の提出先

住所地を所管する広域振興局保健福祉環境部（保健福祉環境センターの所管区域にあつては、保健福祉環境センター。以下同じ。）に提出してください。

2 提出書類等

- (1) 狩猟者登録申請書（平成 29 年度から様式が変更）----- 1 部
- (2) 当該年度の（一社）大日本猟友会の共済保険の被保険者であることの証明書、あるいは、損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書又は資産に関する証明書
----- 1 部
- (3) 写真（最近 6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0cm、横 2.4cm のもの。裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること）----- 2 枚

3 狩猟税の減免措置を受ける場合に必要な書類

(1) 対象鳥獣捕獲員

- ① 岩手県内市町村長による、対象鳥獣捕獲員であることを証明する書類----- 1 部

(2) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者

- ① 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し----- 1 部
捕獲等従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている認定に係る認定証（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）施行規則第 19 条の 9 第 1 項に規定するもの）の写し。
- ② 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書----- 1 部
- ③ 申請者が所属していた認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲等事業（認定を受けた猟法・対象種等の認定に係る鳥獣捕獲等事業）が実施されたことを証する書類----- 1 部
当該事業の委託契約書の写し等。なお、当該事業は、申請前 1 年以内に、岩手県内において実施されたものであつて、かつ、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可を受けた者又は当該許可を受けたとみなされた者が行うものに限ります。
- ④ 上記③の事業に従事した際の従事者証の写し----- 1 部
従事者証に記載された内容（有効期間、捕獲等の目的・区域等）が、上記③の事業に対応したものに限ります。なお、従事者証に記載の目的は、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項に規定する鳥獣の管理に係るものに限ります。

(3) 許可捕獲者（許可の区域に岩手県内が含まれる場合に限る）

① 狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受け、当該許可に係る捕獲等をした者

ア 鳥獣保護管理法に基づく許可証又は従事者証の写し----- 1部

イ 捕獲等の結果を示す書面----- 1部

許可証の「報告欄」の記載をもって「捕獲等の結果を示す書面」とします。このとき、許可捕獲実績が申請前1年以内のものであることを明示するため、報告欄の「備考」欄等に、実際に許可に係る捕獲等に従事した日付を記載しなければなりません。

なお、許可の目的は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系にかかる被害の防止等の目的でなければなりません。

また、やむを得ない理由により、許可証の写しを提出ができない場合は、許可権者（市町村長）が発行する証明書をもって代えることができます。（参考様式1）

② 狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者の従事者として、鳥獣の捕獲等に従事した者

ア 鳥獣保護管理法に基づく従事者証の写し----- 1部

イ 捕獲等の結果を示す書面----- 1部

従事者については、許可者による捕獲等の結果の証明が必要です。（参考様式3）。

なお、許可の目的は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系にかかる被害の防止等の目的でなければなりません。

また、やむを得ない理由により、従事者証の写しを提出ができない場合は、許可権者（市町村長）が発行する証明書をもって代えることができます。（参考様式2）

4 狩猟税及び狩猟者登録手数料

(1) 狩猟税

区 分	狩 猟 税
ア 網猟又はわな猟でイ以外の者	8,200円
イ 網猟又はわな猟で当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者で、住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者	5,500円
ウ 第一種銃猟でエ以外の者	16,500円
エ 第一種銃猟で当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者で、住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者	11,000円

オ <u>第二種銃猟</u>	5,500 円
カ 対象鳥獣捕獲員である者	課税免除
キ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である者	課税免除
ク 狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者又はその捕獲等に従事した者	上記ア～オに係る 税額の半額 (100 円未満切捨て)

(2) 狩猟者登録手数料----- 1,800 円

(3) 納付方法

狩猟税及び狩猟者登録手数料は、岩手県収入証紙で納付してください。

5 受付期間

平成 29 年 9 月 15 日から狩猟期間内。(土日祝日は除く。)

6 その他

- (1) 申請書等に不備がある場合(記入漏れ、添付書類の不足等)は受理できませんので、申請書の裏面の記載箇所にも十分に留意するようお願いします。なお、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日を記載してください。
- (2) 狩猟者登録証の交付は、申請書の審査や処理に時間を要することから、当日発行は行いません。
- (3) 申請書はできる限り地区猟友会等で取りまとめのうえ、申請をお願いします。
- (4) 申請書の送付及び狩猟者登録証の返納の際は、書留などの配達を確認できる方法で送付してください。
- (5) 狩猟事故の防止を図るため、狩猟期前に射撃訓練を行い、狩猟者登録申請書にその射撃証明書を添付するようお願いします。
- (6) 広域振興局保健福祉環境部が別に定める狩猟事故防止研修会に参加するようお願いします。

岩手県からのお知らせ

1 岩手県で捕獲された野生鳥獣肉の出荷制限について

岩手県では、平成24年7月26日以降、ニホンジカの肉、ツキノワグマの肉及びヤマドリの肉について、県全域を対象に国から出荷制限指示が出されており、現在も継続しています。

このため、岩手県内で捕獲したニホンジカの肉、ツキノワグマの肉及びヤマドリの肉を出荷しないようお願いします。

なお、これまでに実施した野生鳥獣肉の放射性物質検査結果等は、岩手県ホームページ等で公表しております。

2 狩猟期間について

岩手県の狩猟期間は、対象鳥獣ごとに下記のとおりです。

○ニホンジカ・イノシシ	11月1日から3月31日
○キジ・ヤマドリ	11月15日から1月15日
○その他	11月15日から2月15日

3 その他

捕獲した獲物（シカ等）については、原則持ち帰る、又は埋設等により適切な処理を行い、山野に放置しないようお願いします。